

同時発表 九州運輸局

令和2年7月豪雨
関連令和2年7月14日
自動車局整備課自動車検査証の有効期間の伸長措置に係る
対象地域の拡大について【第5報】

令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県、鹿児島県、福岡県、大分県、長野県及び岐阜県の一部地域の自動車について自動車検査証の有効期間を8月4日まで伸長していますが、被害の状況にかんがみ、自動車検査証の有効期間の伸長をする対象地域を拡大することとしました。

【拡大地域】

*熊本県（荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町）

1. 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長していますが、被害の状況にかんがみ、道路運送車両法第61条の2の規定に基づき、対象地域を拡大することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

○ 対象地域（下線が拡大地域）

熊本県（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町）

○ 対象となる自動車

① 熊本県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月4日から同年8月3日までのもの

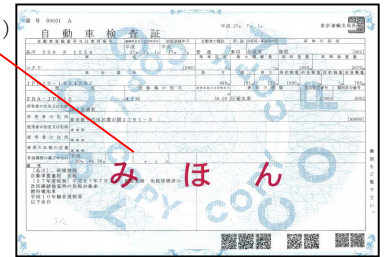
※ 熊本県（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）

② 熊本県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から同年8月3日までのもの

※ 熊本県（荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町）

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	平成 32 年 8 月 3 日
------------	-----------------



○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和 2 年 8 月 4 日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和 2 年 8 月 4 日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが 8 月 4 日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

（自動車検査証の有効期間の伸長関係）

自動車局整備課 高久、松川 TEL：03-5253-8111（内線：42427） FAX：03-5253-1639

（自動車損害賠償責任保険関係）

自動車局保障制度参事官室 斎藤、曾我部 TEL：03-5253-8111（内線：41516）

FAX：03-5253-1638

(参考1)

自動車検査証の有効期間の伸長措置

対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
熊本県（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）	令和2年7月4日 ～ 8月3日	令和2年8月4日
鹿児島県（阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市）		
熊本県（荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町）	令和2年7月6日 ～ 8月3日	
福岡県（大牟田市、八女市、みやま市、久留米市）		
大分県（日田市、由布市、九重町、玖珠町）		
長野県（松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町）	令和2年7月8日 ～ 8月3日	
岐阜県（高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市）		

(参考2) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考3) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

○ 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、岐阜県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

また、大分県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

○ 令和2年7月豪雨災害の被害に伴い、長野県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

○ 令和2年7月豪雨災害の被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

また、福岡県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

○ 令和2年7月豪雨災害の被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から7月19日までの自動車について、令和2年7月20日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

○ 令和2年5月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車について、全国一律に令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

(参考4) 熊本運輸支局長の公示

(参考4)

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月6日から同年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

記

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、
南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町

令和2年7月14日

九州運輸局 熊本運輸支局長